平成２６年（フ）第２１９号
兵庫県明石市貴崎３丁目１番６―101号
債務者　髙田　　勇
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第３２号
高知県高岡郡佐川町永野1443番地２
債務者　伊地知千代子
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２６年（フ）第２９６号
大分市大字田尻275番地の６
債務者　矢野　恵子
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２９０号
沖縄県島尻郡南風原町字兼城235番地３　アカミネマンション407
債務者　當眞　祥子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２０号
沖縄県宮古島市平良字下里1541番地６　ガーリ・カーサ４―Ａ
債務者　白子　一好
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２６年（フ）第２６２号
愛知県碧南市松江町５丁目65番地　レオパレスｍｉａ　ｄｏｍｏ203号、前住所兵庫県西宮市城ケ堀町２番21―603号
債務者　阪元　真伍
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３２４号
愛知県刈谷市東境町上野40番地１　サクシードⅡ202号
債務者　庄野　幸輝
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３４３号
鹿児島県鹿児島市錦江台１丁目58番15号
債務者　山田　広美
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１９４号
静岡県富士市富士見台４丁目１番地　県営住宅Ｂ―101号、前住所静岡県富士市宮島759番地の８
債務者　福田　　愛（旧姓磯部）
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２７１号
和歌山市南出島35番地の１　サンコープラザ南出島205
債務者　川津　和則
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２８８号
和歌山市六十谷208番地の12　サンライト坂本408号
債務者　山本　勝弘
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３００号
和歌山県橋本市向副490番地の１　ハピネスコート101号
債務者　安江　千弥
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３０６号
和歌山県岩出市根来251番地の31
債務者　牧野　英次
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３０９号
和歌山市福島432―４　サンリットⅠ205、住民票上の住所和歌山県伊都郡高野町大字高野山262番地の２
債務者　奥坊　誠也
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３１６号
和歌山市手平５丁目３番15号　乙井マンション１号
債務者　山口　新悟
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第７４号
山口県柳井市山根８番３号　田中アパート１号
債務者　國岡　貞子
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
山口地方裁判所岩国支部